

## 小坂町物価高騰対応重点支援給付金事業(7万円)のお知らせ

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により家計負担が増加していることを踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、物価高騰対応重点支援給付金(7万円)を給付します。

### ◆対象者

基準日(令和5年12月1日)時点で小坂町に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

※基準日以降に小坂町へ転入された方は、転入前の市区町村へお問い合わせください。



### ◆支給額 1世帯当たり7万円

### ◆手続き方法

世帯の状況により、手続き方法が異なります。

(1) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円)の給付を受けた世帯で世帯員に異動がなかった世帯

⇒1月下旬に世帯主あてに「お知らせ」を送付します。

通知書に記載されている振込先口座に変更がない場合、手続きは不要です。

※口座変更の場合は、2月8日(木)までに同封の届出書を提出してください。

(2) 前回給付(3万円)後に世帯主を変更した世帯、前回給付で代理人請求の世帯、新たに非課税となった世帯等

⇒2月中旬に世帯主あてに「確認書」を送付します。内容を確認の上、同封の返信用封筒で返信してください。

**申請期限 2月29日(木)**

(3) 令和5年6月2日以降12月1日までに小坂町へ転入した世帯(課税情報が不明な世帯を含む)

⇒2月中旬に世帯主あてに「申請書」を送付します。必要書類を添付し、同封の返信用封筒で返信してください。

**申請期限 2月29日(木)**

■お問い合わせ先 総務課企画財政班(TEL29-3907)

## 小坂町燃料券を交付します

物価高騰による経済的負担を軽減するため、町内の指定事業所で灯油や自家用車用燃料の購入に使用できる燃料券を交付します。

◆対象者 令和5年12月1日時点で住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主

※福祉施設等に入所している方を除きます。

◆交付額 1世帯当たり10,000円  
(1,000円券×10枚)

※指定事業所でのご利用に限ります。

※おつりは出ませんのでご注意ください。

◆発送時期 1月10日頃から、世帯主宛てに簡易書留で順次郵送します。

燃料券は、受け取り次第すぐに使用いただけます。

◆使用期限 3月10日(日)

### ▼黄色の券です



### ◆指定事業所(7事業所)

- ・(株)アニモセルフ小坂給油所
- ・(株)工藤米治商店小坂給油所
- ・(株)小坂エナジー公園通り給油所
- ・東北つばめ石油販売(株)十和田湖畔給油所
- ・(株)芳賀文蔵商店小坂給油所
- ・(株)サンデーホームマート小坂店
- ・ハタリキ(株)小坂販売所

■お問い合わせ先 観光産業課観光商工班(TEL29-3908)